

【答申の概要】

諮問第 158 号 県民のこえ室に寄せられた意見等の非開示決定に対する異議申立て

諮問第 159 号 県民のこえ室に寄せられた意見等及びその対応結果の部分開示決定に対する異議申立て

件名	①県民のこえ室に寄せられた意見等及びその対応結果の部分開示決定（以下「処分1」という。処分1の変更処分を、以下「変更処分1」という。）に対する異議申立て(159号)、②県民のこえ室に寄せられた意見等の非開示決定（以下「処分2」という。）に対する異議申立て（158号）
本件対象文書	「①平成19年度に県民のこえ室に寄せられた意見等並びに意見等を編集した要旨及び意見等に対する県の対応の結果（以下「要旨等」という。）を記した文書（以下「公文書1」という。）、②平成19年度に県民のこえ室に寄せられた、意見申出人が作成した意見・要望等の文書（以下「公文書2」という。）」（以下、これらを「本件公文書」という。）
非開示理由	公文書1：条例第7条第2号（個人情報）、第3号（事業活動情報）、第6号（事務事業情報）、公文書2：条例第7条第2号（個人情報）、第6号（事務事業情報）
実施機関	静岡県知事（県民のこえ室）
諮問期日	平成20年6月24日（処分1及び処分2）、7月15日（変更処分1）
主な論点	<ul style="list-style-type: none">・公文書1について、実施機関が一部非開示とした情報が、条例の非開示情報（第2号個人情報、第3号事業活動情報及び第6号事務事業情報）に該当するか。・公文書2について、実施機関が非開示とした情報が、条例の非開示情報（第2号個人情報及び第6号事務事業情報）に該当するか。・決定通知書の理由の記載は、適法か。
審査会の結論 <p>静岡県知事が非開示とした部分のうち、別表1（省略）及び別表2（省略）の「当審査会が開示すべきと判断した部分」は開示すべきである。</p>	
審査会の判断 <p>1 公文書1について</p> <p>(1) 意見申出人が記載した意見等の情報</p> <p>ア 意見等の標題の情報</p> <p>標題の情報（意見申出人の居住地名等を除く。）は、既に処分1及び変更処分1で開示されている要旨等に記載されている標題と同様のものであり、第6号の県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められず、また、第2号に該当するものとも認められず、開示すべきである。しかし、標題の情報のうち、意見申出人の居住地名等の情報は、個人の特定につながる情報であり、これを公にすることにより、県民のこえ事務に対する信頼を損ない、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、第6号に該当し、非開示とすべきである。</p> <p>イ 意見等の本文の情報</p> <p>県民のこえ事務は、個人が特定できないように意見等を編集した上で、その要旨を公開することがあることを明示しているところ、意見申出人が記載した意見等の本文そのものを編</p>	

集せず公開することは県民等の県民のこえ事務に対する信頼を損なうものであると認められる。また、何人も意見等の公開・非公開の意思を個別に問われることなく、意見等を県に対して提出できるものであることから、意見等の本文そのものを公開することは、その公開を望まない者にとって、意見等に率直な思いや詳細な情報を記載することをためらわせ、ひいては、意見等を提出することを思いとどまらせることになることと認められる。したがって、当該情報は、県民のこえ事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、第6号に該当し、非開示とすべきである。

(2) 「発信者情報」欄等に記載された意見申出人の氏名等の情報

意見申出人の氏名、住所（都道府県名を除く。）、電話番号などの情報は、第2号に該当し、非開示とすべきである。しかし、意見申出人の住所のうち都道府県名、性別、年代、あるいは不明、匿名などの情報は、第2号に該当するものとは認められず、また、第6号の県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとも認められず、開示すべきである。

(3) 要旨等に記載された意見申出人に関する情報

意見申出人の居住地域名及び病名等の情報は、第2号に該当すると認められることから、非開示とすべきである。しかし、意見申出人の居住地域が特定されない情報は、第2号に該当するものとは認められず、また、第6号の県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとも認められず、開示すべきである。

(4) 要旨等に記載された非難対象の公務員等の情報

ア 要旨等の内容が「職務上の回答間違い。」等に係る公務員等の情報

当該公務員等の情報は、職務上の電話対応や照会に対する回答などに関するものであり、当該公務員等に分任された職務の遂行に係る情報（以下「職務遂行情報」という。）と密接に関連するものであることから、当該情報は、公務員等の職務遂行情報であると認められ、第2号ただし書ウ本文に該当する。

しかし、非難対象の公務員等の氏名は、既に開示されている非難の内容が正確な事実関係に基づくものであるか不明であることから、これを公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものと認められ、同号ただし書ウただし書に該当し、また、同号ただし書ア及びイに該当しないと認められ、非開示とすべきである。一方、非難対象ではない公務員等の情報は、これを公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものとは認められず、同号ただし書ウただし書に該当せず、開示すべきである。

イ 要旨等の内容が「職場内いじめ」に係る公務員等の情報

当該公務員等の情報は、いじめを受けたという意見申出人の機微に関する情報と密接に関連するものであり、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、第2号本文に該当する。また、当該情報は、公務員等の職務に関連する情報ではあるが、いじめという行為は、当該公務員等の職務遂行情報であるとは認められず、同号ただし書ウに該当せず、また、同号ただし書ア及びイにも該当しないと認められることから、非開示とすべきである。

(5) 要旨等に記載された非難対象の事業者名等の情報

非難対象の事業者名等の情報は、既に開示されている非難の内容の真偽が不明であり、当該事業者の評価を不当に低下させるものであることから、当該事業者の正当な利益を害するお

それがあつるものと認められ、第3号に該当し、非開示とすべきである。しかし、非難対象ではない事業者の電話番号等の情報は、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあつるものとは認められず、第3号に該当せず、開示すべきである。

(6) 要旨等に記載された関係室等の事務事業の情報

要旨等の項目名「学校野球部の指導」に記載された「調査結果」の情報は、特定の学校や特定の個人を識別できるものではなく、また、その内容は調査結果を詳細に記載したものではないことから、これを公にすることにより、意見申出人や関係者に特段、不利益を生じさせるものとは認められず、また、第6号の県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあつるものとまでは認められず、開示すべきである。

要旨等の項目名「不正行為疑義」に記載された「所管機関の対応」の情報のうち、資格の名称等の情報は、国家資格の名称等であることから、これを公にすることにより、第6号の県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあつるものとは認められず、開示すべきである。しかし、試験機関の対応等の情報は、各機関から公表しないことを前提に得た情報であり、また、通例として公にされる情報でもないことから、これを公にすることにより、第6号の県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあつるものと認められ、非開示とすべきである。

2 公文書2について

(1) 意見申出人が記載した意見等の情報

上記の公文書1における判断と同様の理由により、標題の情報（意見申出人の居住地名等を除く。）は、開示すべきであるが、標題の情報のうち、意見申出人の居住地名等の情報は、非開示とすべきであり、また、本文の情報も非開示とすべきである。

(2) 「発信者情報」欄等に記載された意見申出人の氏名等の情報

上記の公文書1における判断と同様の理由により、意見申出人の住所のうち都道府県名、性別、年代、あるいは不明、匿名などの情報は、開示すべきであるが、氏名、住所（都道府県名を除く。）、電話番号などの情報は非開示とすべきである。

(3) 意見申出人が記載した意見等の送付先欄の情報

個人の氏名等は、第2号本文に該当し、そのうち、個人の氏名等（公務員等の氏名等を除く。）は、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、非開示とすべきであるが、公務員等の氏名等は、同号ただし書ウに該当すると認められることから、同号の非開示情報に該当せず、また、第6号に該当するとも認められず、開示すべきである。次に、法人等の名称等（意見申出人の居住地名の部分を除く。）が第2号の非開示情報に該当しないことは明らかであり、また、第6号に該当するとも認められず、開示すべきである。しかし、法人等の名称のうち、意見申出人の居住地名の部分は、第2号の非開示情報に該当し、非開示とすべきである。

(4) 実施機関の職員が記載した供覧・処理欄等の情報

供覧に係る公務員等の情報は、第2号ただし書ウに該当することから、同号の非開示情報に該当せず、また、第6号にも該当するとも認められず、開示すべきである。次に、処理欄等の情報（意見申出人の氏名等を除く。）は、第2号の非開示情報に該当するものとは認められず、また、処理区分等を簡潔に記載したものであることなどから、第6号の県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあつるものとも認められず、開示すべきである。しかし、処

理欄等の情報のうち、意見申出人の氏名等は、第2号の非開示情報に該当し、非開示とすべきである。

(5) 法人等の代表者が記載した当該法人等の広告等の情報

当該情報は、法人等の広告等の情報であり、第6号の県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められず、また、第2号の非開示情報にも該当しないことは明らかであり、開示すべきである。

(6) 上記以外の情報

当該情報は、定型様式の項目、意見等の提出日時などの情報であることから、第2号の非開示情報に該当するものとは認められず、また、第6号の県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとも認められず、開示すべきである。

3 非開示の理由の記載について

(1) 条例第12条第1項の趣旨について

理由の記載としては、単に非開示部分及び根拠規定を記載するだけでは不十分であり、開示請求者において、条例第7条各号で規定する非開示事由のいずれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものである必要があるが、当該情報の種類、性質などから、開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は、その限りではないと解される。

(2) 本件処分の理由の記載について

ア 処分1及び変更処分1について

理由の記載は、公文書1のページごとに意見等の項目名を記載した上で、非開示部分、根拠規定、当該規定を適用した理由を記載していると認められる。当該記載は、一部抽象的な記載があり、必ずしも十分なものとは認められないが、当該記載や既に処分1及び変更処分1で開示されている情報から、その理由をおおむね理解できるものであると認められることから、当該記載は、妥当でないとは言えず、不適法であるとは認められない。

イ 処分2について

理由の記載は、公文書2について、非開示とした根拠規定、当該規定を適用した理由を記載していると認められる。当該記載は、非開示とした文書の情報に係る説明が必ずしも十分なものとは認められないが、非開示とした理由について、具体的な記載もあることから、当該記載は、妥当でないとは言えず、不適法であるとは認められない。

よって、「審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の付言

実施機関は、非開示決定処分等を行う場合には、開示請求者が、非開示部分、根拠規定及び当該規定を適用した理由を了知できるように、当該決定通知書に、非開示とした理由等を可能な限り具体的に記載するように努めるべきである。